

板橋区スキー協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、板橋区スキー協会（以下「本協会」という。）と称し、略称をISKと表示する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を会長宅又は理事長宅に置く。

(目的)

第3条 本協会は、スキーの普及、振興を図るとともに、会員の心身の健全な発達と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の技術の向上及び指導者の育成
- (2) 板橋区及びその他体育団体等の施策への協力
- (3) 一般財団法人東京都スキー連盟（以下「東京都スキー連盟」という。）公益財団法人全日本スキー連盟（以下「全日本スキー連盟」という。）及び公益財団法人板橋区体育協会（以下「板橋区体育協会」という。）への加盟
- (4) 講習会、競技会、研修会及び研究会の開催
- (5) 本協会の活動を広報するための会報誌等の発行
- (6) その他本協会の目的達成に必要な事業

(中立性)

第5条 本協会は、政治上、宗教上いかなる組織にも属さないものとする。

第2章 加盟団体及び会員

(加盟団体)

第6条 本協会に加盟できる団体（以下「加盟団体」という。）は、第3条の目的に賛同し、スキー愛好家5名以上で構成された、板橋区所在の団体とする。ただし、既加盟団体についてはこの限りではない。

- 2 加盟を希望する団体は、代表者を定め、本協会既加盟団体の長の推薦を受け、本協会に届出をし、理事会の仮承認を得なければならない。
- 3 脱退を希望する団体は、本協会に届出をし、理事会の仮承認を得なければならない。
- 4 本協会への団体の加盟及び脱退は、代表委員会の承認を受けなければならない。

(会員)

第7条 本協会に加盟した団体の構成員は、本協会の会員とする。ただし、加盟団体の構成員となっていない場合であっても、本協会の目的に賛同する者は、加盟団体へ所属する一定の期間、個人での会員となることができる。

(会員の入会金)

第8条 会員の入会金は1人1000円とする。ただし、小・中学生、高校生は無料とする。

(会費及び登録)

第9条 会員は毎年10月10日までに、次に定める会費を納入しなければならない。

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 一般会員 | 4000円 |
| (2) 小・中学生、高校生会員 | 1000円 |
| (3) 全日本スキー連盟公認指導員・準指導員会員 | 6000円 |

(元指導員・準指導員も含む)

(4) 会員の配偶者が会員であるときの会費については別に定める。

2 会員は、全日本スキー連盟会員登録規定等に基づき、登録をすること。

3 指導員及び準指導員並びに各種公認資格者については、所定の規程に基づき登録をすること。ただし、前項を含め別に定める内規により、登録しないことができる。

(会員の権利及び義務)

第10条 会員は、加盟団体から選出された委員（以下「代表委員」という。）をもって、代表委員会に参加するものとする。

2 会員は本協会規約及び諸規定並びに代表委員会の決定に、従わなければならない。

3 全日本スキー連盟有資格者は登録をしなければならない。ただし、別に定める内規により、登録をしないことができる。

(資格停止及び除名)

第11条 会員が第9条に定める会費を期日までに納入しないときは、会員としての資格を停止し、または会員が2年継続して会費を納入しないときは、除名する。

2 加盟団体が2年連続して代表委員会を無断欠席したときは、加盟団体としての資格を停止する。

3 会員又は加盟団体が前各項に定めるほか、本協会規約に違反又は本協会の名誉を著しく傷つける行為のあったときは、理事会の審議を経て、代表委員会の決議により資格停止又は除名する。

第3章 役員及び代表委員

(役員を設置)

第12条 本協会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 理事 | 16名以内 |
| (6) 監事 | 2名 |

(会長及び副会長の選出)

第13条 会長、副会長は代表委員会において選出する。

2 会長は、本協会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、これを代理する。

(代表委員の選出)

- 第14条 加盟団体は、代表委員1名選出し、加盟団体を代表して代表委員会において議決権を有する。ただし、代表委員は第12条に定める役員からは選出することができない。
- 2 代表委員は、代表委員会を構成し、第25条各号の事項を審議する。
 - 3 代表委員が代表委員会に出席できないときは、その代表委員が属する加盟団体は、代表委員会に代理又は委任状を提出しなければならない。

(理事の選出)

- 第15条 理事は、代表委員会において会員の中から選出する。
- 2 会長は、必要と認めるときは若干名の理事を選出することができる。
 - 3 理事は、代表委員会の決議に従い、会務を執行する。

(理事長及び副理事長の選出)

- 第16条 理事長、副理事長は理事が選出する。
- 2 理事長は理事会を統括する。
 - 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、これを代理する。

(部の設置)

- 第17条 理事会に総務部、教育部、競技部を置き、部員は全理事で構成する。
- 2 各部担当理事から部長、副部長を互選する。
 - 3 必要に応じ、各部に専門委員を置くことができる。
 - 4 指導員及び準指導員資格を有する会員相互の連絡及び調整を図るため、教育部の中に指導員連絡会を置くことができる。
 - 5 理事長は、各部の連絡及び調整のため、部長会を開くことができる。

(監事の選任)

- 第18条 監事は、代表委員会において、会員の中から選任する。
- 2 監事は、資産及び会計並びに業務の執行の状況を監査する。
 - 3 監事は、理事会及び代表委員会に出席し違反又は違法の事実があるときは報告を行い、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員任期及び更迭)

- 第19条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員が、本規約に違反、または業務執行に著しく支障があったと認められたときは、理事会の議決を経て更迭する。

第4章 名誉役員

(名誉役員)

- 第20条 本協会に名誉会長、特別顧問、顧問、相談役の名誉役員を置くことができる。
- 2 名誉役員は、理事会及び代表委員会の決議を経て、会長が委嘱する。また、解任する場合も同様とする。
 - 3 名誉役員は、会長及び理事会の諮問に応じ、会議に出席することができる。
 - 4 名誉会長は会長経験者、顧問は正副会長経験者、及び相談役は正副理事長経験者をもって充るものとする。ただし、特別顧問は有識者のなかから会長が委嘱する。

第5章 資産及び会計

(資産及び会計)

第21条 本協会の試算及び収入は、次のとおりとする。

- (1) 会員の入会金及び会費
- (2) 賛助会費の会費
- (3) 上部団体登録料
- (4) 補助金
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

(会計年度)

第22条 本協会の会計年度は、毎年6月1日から始まり翌年5月31に終わる。

(予算)

第23条 本協会の予算は会長が作成し、理事会の決議を経て、代表委員の承認を受けなければならない。

(決算)

第24条 本協会の決算は会長が作成し、監事の審査を受けたうえ、理事会の決議を経て、代表委員会の承認を受けなければならない。

第6章 運営

(代表委員会の権限)

第25条 代表委員は本協会の決議機関として次の事項を審議する。

- (1) 役員の選出
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 事業報告及び事業計画の承認
- (4) 本協会規約改廃の承認
- (5) 新規加盟団体の承認
- (6) 会員及び加盟団体の資格停止又は除名
- (7) その他の重要な事項

(代表委員会の招集)

第26条 代表委員会は、毎年1回又は必要に応じ、会長が招集する。

2 代表委員会は、代表委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、特別の定めがない限り出席委員の過半数をもって決する。

(理事会の権限)

第27条 理事会は本協会の執行機関で次の事項を執行する。

- (1) 会員の会費の徴収及び事務事業
- (2) 代表委員会の決定事項
- (3) 新規加盟団体及び脱退加盟団体の仮承認
- (4) 第4条第6号に定める必要な事業の決定

(理事会の招集)

第28条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、理事の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席理事の過半数をもって決する。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第29条 本協会の目的に賛同するものは、賛助会員になることができる。

2 賛助会員については、別に定める規程による。

第8章 表彰及び慶弔

(表彰)

第30条 加盟団体及び会員が、本協会に対して功績又は功労があったと認めるときは、別に定める規程により表彰する。

(慶弔)

第31条 慶弔については、別に定める内規による。

第9章 費用弁償

(費用弁償)

第32条 本協会の役員が代表委員会及び理事会並びに関係団体の会議及び行事に出席したときは、別に定める内規に基づき、交通費等の費用を支給する。

第10章 規約の改廃

(規約の変更)

第33条 本規約は代表委員会において3分の2以上の決議によって決する。

附則

この規約は平成30年7月25日から施行する。

昭和38年10月1日 全文改正
昭和43年7月1日 改正
昭和44年8月29日 改正
昭和46年10月5日 改正
昭和49年10月2日 改正
昭和55年9月19日 改正
昭和57年10月12日 改正
昭和58年9月28日 改正
平成元年7月10日 改正
平成8年7月12日 改正
平成12年10月18日 改正
平成29年9月11日 改正
平成30年7月25日 全文改正

(参考資料)

会費及び登録関係基準

分類	区分	項目	納付額(円)	根拠規程	備考
会費	ISK	会員	4,000	ISK規約	全日本スキー連盟等に参加しない資格者も含む
		配偶者会員	半額		
		小中高校生会員	1,000		
		指導員・準指導員	6,000		
登録料	全日本	小中学生会員	0	全日本スキー連盟 会員登録規定	
		高校生会員	1,000		
		大学生・一般会員	3,000		
		指導員・準指導員資格	1,000		
		指・準指導員検定資格	1,000		
		競技者(～8/31)	3,000		
		(9/1～)	6,000		
		FIS 競技者(～8/31)	5,000		
		(9/1～)	15,000		
		旗門審判員	1,000		
		公認パトロール	1,000		
		公認セッター	1,000		
登録料	東京都	会員	800	東京都スキー連盟 規約登録手続き	
		SAJ 資格者(パトロール含む)	1,000		
		競技者(～10/31)	1,000		
		(11/1～)	2,000		